



発行人  
社会福祉法人 七峰会  
理事長 奥田 稔  
〒036-8356  
青森県弘前市大字下白銀町21-8  
電話 (0172) 33-8861  
FAX (0172) 33-8862



## 成田理事長のご逝去に足跡をたどりご冥福を祈ります

— 奥田 稔 —

去る5月25日午前8時25分、一ヶ月に満たない入院加療の時間を経て、成田理事長はご逝去なされました。私たち法人にとっては、大変重大な課題と取り組んでいる最中で、組織の大黒柱を失つたと言つて過言ではありません。

同時に、有病とはいえ頑健に見受けられる方ですから、ご家族皆々様の胸中、お察しして余りあるものがございます。

成田理事長は、平成5年6月、任期満了による役員改選をも議案の一つに含む決算理事会で、「社会福祉法人七峰会」の重大な課題と直面していた事態を受けて、第三代理事長に互選されてご就任になられました。

以来、今日まで、法人が担う社会的責任と信頼へ応えるために、理事会の結束を図り、法人事業現場職員の働きに期待を持ち指導されました。この理事長の心に、法人事業現場の職員の皆さんは応えてくれました。結果として、理事長ご就任当時の重大課題は、計画的に解決に向かって進捗し、「恥じることの無い」との評価を社会的に受けるに至りました。

理事長は、時の利を活かし、やがて変革すると定められた社会福祉基

礎構造改革の意とする事へ積極的に歩みを進められました。特別養護老人ホーム『サンアップルホーム』のサービス活動の拡大、身体障害者療護施設『山郷館』の事業拡大、働く意欲を持つ障害者の雇用拡大への取り組みの事業『津軽障害者雇用支援センター』を知的障害者通勤寮『拓心館』へ県内唯一、東北地方で4番目の事業所として立ち上げました。そして懸案事項であつた知的障害者更生施設『拓光園』の全面改築を、今日的生活環境向上方策と言われている“ユニット形態”で実現することを達成されました。さらには、身体障害者デイサービス活動は既に療

護施設『山郷館』において進めて来ていましたが、弘前市を中心とした広域17市町村の方々へ思いを配られて、北和徳地区大久保に土地の先行取得を行なった。14年度国庫補助事業として『山郷館デイサービスセンター弘前』の建設を計画、青森県知事へ陳情を繰り返し、これの実現のためご尽力くださいました。

県当局より、去る5月31日夕、『山郷館デイサービスセンター弘前』は、「14年度事業として国の援助するところとなつた」と電話で内々示の連絡を受けました。せめて1週間早くこの連絡があれば、ご生前の理事長へご報告できたのにと、悔やまれるところです。

理事長は、当法人事業活動を背景に、また、豊富な学識とによって、「社会福祉法人七峰会理事長」の職責に止まらず、弘前市社会福祉協議会々長として、さらには県段階に在つては社会福祉施設経営者協議会副会長としてその職責を果たし、ために関連する諸団体の責任者として広く社会福祉活動に専心されたのでした。

今、逝かれて、あまりにも大きい損失であったと思います。ひたすら、ご苦労に対し感謝の心を込め、ご冥福を祈り、『社会福祉法人七峰会』のご加護を賜る事を願っています。



## 生活の質の向上を目指した中から③

### 『食事をより楽しいものに』

サンアップルホームでは、利用される方の生活向上を図るために、いろいろ取り組みや工夫をしていますが、今回は、食事に関しての取り組みを紹介したいと思います。食事は私たちにとって健康を維持するのはもちろんのこと、環境や雰囲気に配慮した楽しい中での食事は、生活を豊かにするとともに生きることへの意欲をもたらすものであると思います。

そうした観点から、当施設では、独自の方法で利用される方に食事を楽しんでいただいております。

#### ● 食事空間と時間設定

朝・夕食に関しては、2か所に分かれて食事をとつていますが、昼食は、1か所、座席についても特に決められていません。そして食事時間を約2時間に設定しました。そのようにしたことで、好きな時間に好きな場所で食事を摂つていただいております。また、余裕を持った食事をする事が可能になりました。お互いの交流の場にもなっています。

#### ● 調理をする人も一緒に空間で

食事を摂る人と提供する人との垣根を取り払い、ひとつの空間にすること、常に人ととの接点を見出し、人間的ふれあいと相互の理解が出来るよ

うにしました。そこで昼食については調理員が、いま作つてある料理をその場で食べることが出来るようにしています。調理の様子や匂い、音を楽しむことで、さらに意欲が増すとともに、食事への関心や安心といったものを持つことになると思います。また、調理をする側も食事の様子や料理の意見などを直接話してもらえるなどの利点があります。

主菜に関しては毎日、2品から5品での選択メニューを取り入れています。

#### ● 利用する側に立った仕事を

食材は新鮮な物を使うというのが鉄則です。従来の食材の仕込み方は、個々に調理員が朝・昼・夕の仕込みをしていました。しかし、この方法だと今日、納品された食材は、翌日の食卓に上がる事になります。まさに提供者本位の考え方です。そこで、当施設では2年前より、届けられた食材を全員でいっせいに仕込み、その日のうちに提供するようにしていきます。「新鮮な物をおいしく安全に」という思いが、目に見えない部分でも確実に実行されています。

サンアップルホームでは、利用される方の一番の楽しみでもある『食事』を、これからも心を込めて提供していくと考

## 身体障害者療護施設の現況

「身体障害者療護施設」とはどのような施設なのか、詳しくはよく分らないと思います。そこで今回は、療護施設の現況についてご報告します。

まず、施設の利用対象者と目的です

が、「身体上の障害が著しい為常時介護を必要とする18歳以上の方を対象に、介護や訓練を提供する施設」です。

県内には、青森市・八戸市・弘前市・むつ市・中里町・上北町・岩木町（山郷館）の七か所があり、415名の方が利用しています。全国的には、311か所、19005名の方が利用しています。

次に、施設利用者の概況についてお知らせします。

① 平均年齢 51.8歳（男・51歳、女・52.0歳）

※平均年齢が高くなっている。

② 施設利用年数 □2~4年・15%、□4~6年・12%、□2年未満・14%、□4~6年・12%、□6年以上・59%

※長期の施設利用が多くなっています。

③ 主な障害種別 □肢体不自由・92%、□知的障害・34%、□聴覚言語障害・20%

※障害が重複している傾向にあります。

④ 主な障害名 □脳性まひ・36%、□脳血管障害・25%、□脊髄損傷

・7%、□その他・32%

※脳性まひ、脳血管障害が全体の6割以上を占めます。

概況については以上の通りですが、現在の課題として、

①利用者の高齢化

②障害の重複・重度化

③ALS(進行性筋萎縮性側索硬化症)

や遷延性意識障害(植物状態)など、医療的管理を必要とする新たな障害者の受け入れ

④在宅サービスの充実(在宅障害者の支援)

などが上げられます。





## 園内での様子

夕方まで拓光園で過ごすという形で利用されています。初めてのうちは、大人ばかりの施設の中で、緊張気味に過ごすことが多かつた子供さんたちも、利用回数を重ねるごとに拓光園の利用者の方や職員にすづかり慣れ、一緒に活動したり、楽しく遊んだりして過ごしています。そして、夕方になると、また職員の送りで自宅へ帰つて行きます。

心身障害児(者)短期間入所 保護者負担表		中 (単)
区分	重度者 (療育手帳A)	
宿泊を伴わない利用 (日中受け入れの場合)	4時間未満	390
	4時間以内	780
	超える時間	1,160
宿泊を伴う場合		1,550

娘が過ごした3日間

—利用者の母の声より—  
急に私が入院となり、娘のN子に迷わず拓光園のショートステイを利用させました。中々眠らないN子に職員は添い寝をし、お風呂も毎日入れてくれました。朝もこどもの体調に合わせての起床。学校との連絡もノートでしてくれたそうです。本当に本当に子供のことが気掛かりだつたけれど安心して預けられた3日間でした。これからも利用していきたいな！

**ご存知ですか？**  
**こんなサービス**  
—ショートステイの活用—  
拓光園では、昨年度新園舎完成と共に、心身障害児（者）施設地域療育事業の一環として、短期間入所事業（ショートステイ）を開始しました。これはご家庭での保育や介護が困難な心身障害児（者）を短期間お預かりし、園で過ごしていただくというものです。

また、休日利用される方も多く、土曜、日曜、長期休暇中などに来園し、終日拓光園で過ごされ、中には短期間の宿泊をされる方もおります。どちらも自宅まで職員が送迎しておりますので、拓光園をご一報の上、是非ご利用下さい。

費用に関しましては、変更になりますので、左記の表をご参考の上、当園にお尋ね下さい。

心身障害児(者)短期間入所事業 保護者負担表			
	区分	重度者 (療育手帳A)	中軽度者 (療育手帳B)
(日中受け入れの場合は宿泊を伴わない利用)	4時間未満	390	550
	4時間以上以内	780	1,110
	超える時	8時間以上	1,160
宿泊を伴う場合		1,550	2,220

相談内容は、リストラや職場での対人関係の悩みなど、就労に関わる問題は勿論のこと、年金や生活保護受給手続き、家族や住宅問題等、生活に関する事柄も数多く寄せられました。このように雇用支援を展開する中で、「生活支援は切つても切れない関係である」と実感した次第でした。

翌週には早速ヘルパーさんが訪問してくださり、掃除と身だしなみ、食事の援助を受けることとなります。ただ“やつてもらう”だけではなく、それぞれの行い方を教えてもらい、文字どおり自立へ向けての支援が開始されたのです。今では以前にも増して意欲的に通勤されています。

平成13年4月、「津軽障害者雇用支援センター（あつせん型）」事業が開始され  
から早や1年が経過しました。この間に  
センターを利用された方は、津軽圏域内  
外を合わせて65名に上ります。

そこでN町投場に依頼し、在宅介護支援センターの保健婦や社会福祉協議会のホームヘルパー、民生委員といった方々に連絡、12月、ケアマネジメント会議が開かれました。Kさんの障害内容では、ヘルパーを利用できるのは平成14年4月からでしたが、「身の回りのことができないために社会復帰が阻害されたり延期されたりするのには与し

弘前市在住 M・W

M  
•  
W



# 社会福祉法人 七峰会 平成13年度 決算報告書

(貸借対照表、事業活動収支計算書)

これは平成14年5月13日・14日・15日・22日に法人監査会を行い、平成14年5月25日に評議員会の同意を得て、同日理事会において承認されたものです。尚、閲覧は法人本部事務所にて可能です。

# 貸 借 対 照 表 (平成14年3月31日現在)

(単位：円)

脚注 1、減価償却累計額 1,123,981,917円

(内平成12年度移行時計上減価償却累計不足追加額 136,324,970円)

2、徴収不能引当金の額 0円

## 事業活動収支計算書（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	1,456,435,318	事業活動収入	1,664,484,620
事業活動外支出	77,330,380	事業活動外収入	86,370,652
特別支出	32,062,019	特別収入	19,120,338
当期活動収支差額	204,147,893		
合 計	1,769,975,610	合 計	1,769,975,610